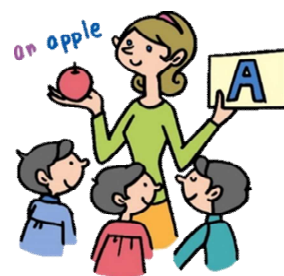
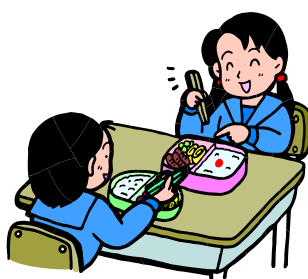




うきは市 教育振興基本計画

志をもって 自ら学び
ともに心豊かに
たくましく生きる
うきはの子どもたち



令和4年（2022年）4月1日
うきは市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 うきは市教育振興基本計画の策定にあたって	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間及び構成	2
第2章 うきは市教育の現状と課題	3
1 子どもたちの現状と課題	3
2 家庭・地域社会の現状と課題	6
3 教育行政（学校・教育委員会）の現状と課題	10
第3章 うきは市が目指すこれからの教育	12
1 基本理念「うきは市民像」	12
2 基本目標	12
3 柱（基本方針）	13
第4章 3年間の教育政策の目標と取り組む施策	14
1 施策の体系	14
2 主要施策と主な取組・事業	15
柱Ⅰ－夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成	
柱Ⅱ－社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成	
柱Ⅲ－生涯学び、活躍できる環境の整備	
柱Ⅳ－誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築	
柱Ⅴ－教育政策推進のための基盤の整備	
第5章 計画の推進にあたって	35
1 評価と進行管理	
■用語解説	36

はじめに

国における第3期教育振興基本計画（計画期間2018～2022年度）の中で、『教育の普遍的な使命として、改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要』と述べられています。

また、2030年以降の社会を展望した教育施策の重点事項として、個人と社会の目指すべき姿が、次の二点から求められています。

（個人） 自立した人間として、主体的に判断し多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造する人材の育成。

（社会） 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展。

このような中、学習指導要領が改訂され、未来の創り手となるために必要な資質・能力を「生きる力」と捉えて、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善を行い、「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」等について、授業等で具現化していく必要があります。

県では、平成29年3月に策定した福岡県総合計画の教育分野を、福岡県教育振興基本計画として教育の基本目標を定めるとともに、特に「鍛ほめ福岡メソッド」を展開しています。

令和3年4月から、第2次うきは市教育大綱、第2次うきは市総合計画後期基本計画、第2期うきは市ルネッサンス戦略に基づく様々な教育施策と教育活動が展開されています。これらの中では、うきは市の教育のこれからの方向性等を示し、教育基本法で定める「教育の目的」の実現を目指します。また、市の最上位計画である第2次うきは市総合計画後期基本計画の中では、主要指標の一つとして、自尊感情の向上を掲げています。

新型コロナウイルス感染症が国内外においても拡大を続けるなど、先行不透明で不安感に満ちた時代だからこそ、「ふるさとうきは」を誇りに思い、近未来の「ふるさと」を創り上げていく子どもたちには、新しい時代に必要不可欠な最先端のICT教育や英語教育等を展開して、自尊感情の向上につなげたいと考えています。

このような中、「うきは市教育振興基本計画」を部分改定して、令和4年度～令和6年度を期間とした教育振興基本計画の内容、主要施策と主な取組・事業、数値指標等を記載しており、令和4年度は、この教育振興基本計画の下に各教育施策を展開していきます。

そして、これらの教育施策の執行状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年4月1日一部改正・施行）第26条に定めるところにより、翌年度に点検及び評価を行い、市民に対する説明責任を果たすとともに、以降の教育行政への適切な反映に努めます。

第1章 「うきは市教育振興基本計画」の策定にあたって

1 策定の趣旨

国において、平成18年12月に改正された教育基本法第17条1項で、政府が国の教育振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。これを受けて、平成20年7月には「教育振興基本計画」が策定されるとともに、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があることを踏まえ、平成30年6月に第3期教育振興基本計画が策定されました。

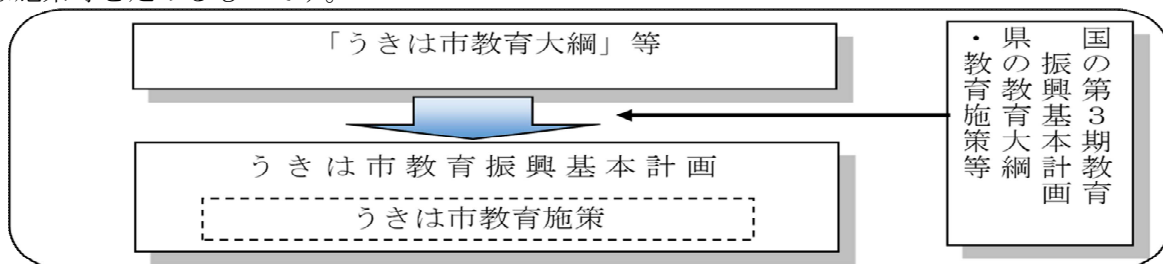
また、同条2項において、「地方公共団体は、前項の計画（国の計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

「うきは市教育振興基本計画」は、同項の規定に基づき、「うきは市教育大綱」等を踏まえ策定するものです。

「うきは市教育振興基本計画」においては、国の第3期教育振興基本計画の策定等を踏まえ、振興基本計画の内容、主要施策と主な取組・事業、数値指標等を見直しています。また、今後、大きく変化する教育の動向を踏まえ、毎年部分改定しながら推進して参ります。

2 計画の位置づけ

この計画を「うきは市教育大綱」等に基づき、うきは市の教育における部門別計画として位置づけるとともに、本市の教育部門の中心的な計画として、今後進めていく教育施策に関する基本目標や主な施策等を定めるものです。



3 計画の期間及び構成

(1) 計画期間

この計画は、令和4年度から令和6年度の3年間を計画期間とします。

(2) 計画の構成

◆ 基本理念「めざす市民像」

どのような人間像をめざし、本市の教育を推進していくのかを明らかにしたものです。

◆ 基本目標

基本理念のもとに定めた、「めざす市民像」を実現するために、達成すべき基本的な目標を定めたものです。この目標の達成に向け、各施策を推進します。

◆ 柱（基本方針）

基本目標達成のため、分野別に具体的な施策の方向性を定めたものです。

◆ 主な施策

柱（基本方針）ごとに、現状と課題を踏まえ、うきは市の教育のめざす姿を明らかにし、その実現に向けた本市における具体的な施策や取組や事業を示します。

また、柱ごとに、当該施策等の成果の状況を表す一つの目安としての成果の指標を設けます。各指標の目標値は、過去の傾向や施策の推進等の効果を鑑み、現実的にめざすべき数値を設定しています。

第2章 うきは市教育の現状と課題

1 子どもたちの現状と課題

(1) 児童・生徒数の推移

児童・生徒数の推移・見込み数(人) ※令和4年2月現在

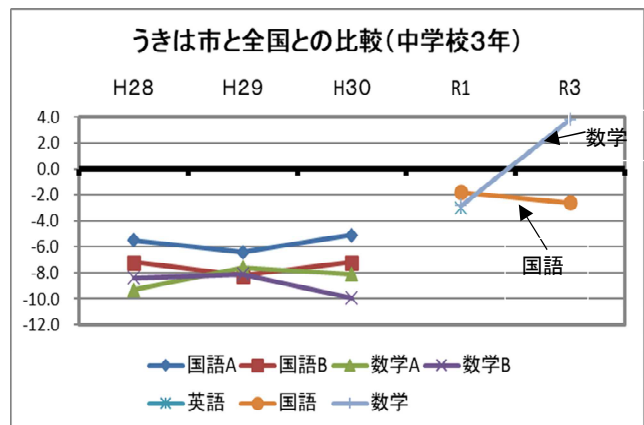
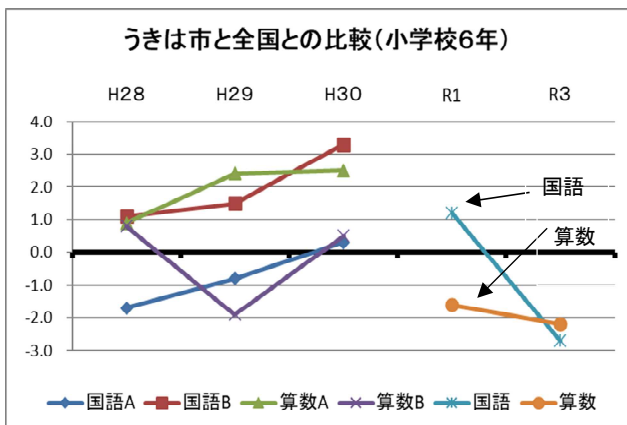
学校名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和5年
千年小学校	269	257	257	248	254	261	271	292	287	292	313	301	266
吉井小学校	249	253	257	266	263	262	245	248	256	237	235	221	179
福富小学校	261	264	255	254	231	225	217	215	211	203	220	227	224
江南小学校	171	151	139	129	123	126	124	138	153	156	158	150	135
小塩小学校	26	26	20	17	21	21	26	18	21	20			
姫治小学校	27	24	23	23	16	11	10	9					
妹川小学校	28	24	22	23	15	15	14	12	12				
山春小学校	125	125	125	125	125	129	123	116	110	111	110	118	106
大石小学校	120	121	126	122	123	129	129	131	118	125	116	110	93
御幸小学校	504	478	465	448	432	423	402	412	395	401	416	402	372
小学校計	1780	1723	1689	1655	1603	1602	1561	1591	1563	1545	1568	1529	1375
吉井中学校	494	491	494	481	488	459	435	412	403	413	399	419	423
浮羽中学校	448	445	444	407	410	385	386	351	345	331	346	347	347
中学校計	942	936	938	888	898	844	821	763	748	744	745	766	770
合計	2722	2659	2627	2543	2501	2446	2382	2354	2311	2289	2313	2295	2145
令和3年との比較	453	390	358	274	232	177	113	85	42	20	44	26	-124

平成22年と令和4年を比べると、小・中学校の児童生徒数は約17%減少しています。

(2) 学力・学習状況

○ 全国学力・学習状況調査結果（経年変化）

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度全国・学力学習状況調査は、実施されておりません。



※ 令和元年度から、教科区分がAとBに分かれていたものは統合されました。

小学校： 令和3年度の結果は、国語は、全国平均を2.7ポイント下回りました。算数は、全国平均を2.2ポイント下回りました。

中学校： 全国平均との差が縮まっています。数学については、全国平均を4ポイント上回る結果となりました。

(3) 生活習慣・規範意識に関して

○ 全国学習状況調査結果

[上段：小学校6年生 下段：中学3年生] 単位%

質問事項			H30	R1	R2	R3	前年比	R3全国	全国比
自尊感情	自分には、よいところがある	小6	41.9	33.5	32.6	32.3	△ 0.3	36.2	△ 3.9
		中3	32.5	24.1	26.8	24.4	△ 2.4	34.5	△ 10.1
	人の役に立つ人間になりたいと思う	小6	71.4	71.7	63.7	64.7	1.0	75.4	△ 10.7
		中3	70.6	69.2	73.6	75.1	1.5	74.3	0.8
	将来の夢や目標を持っていますか	小6	66.0	65.7	54.4	52.3	△ 2.1	60.2	△ 7.9
		中3	41.3	35.9	42.7	37.6	△ 5.1	40.5	△ 2.9
難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦していますか	小6			14.4	17.0	2.6	24.4	△ 7.4	
	中3			18.3	12.7	△ 5.6	20.0	△ 7.3	
学ぶ意欲 (学習習慣)	家で自分で計画を立てて勉強をしている	小6	26.5	25.3	27.0	20.9	△ 6.1	31.2	△ 10.3
		中3	7.5	10.8	11.4	18.1	6.7	19.4	△ 1.3
	学校の授業以外に、普段、1日当たり1時間以上勉強をする	小6	63.0	68.2	59.6	54.5	△ 5.1	62.5	△ 8.0
		中3	61.5	65.1	71.8	66.0	△ 5.8	75.9	△ 9.9
規範意識 学校生活	学校のきまりを守っている	小6	26.1	33.5	35.2				
		中3	56.7	66.7	68.7				
	学校に行くのは楽しいと思いますか。	小6				34.5		47.9	△ 13.4
		中3				43.4		43.3	0.1
	いじめはどんな理由があってもいけないと思う	小6	84.6	82.0	81.5	79.6	△ 1.9	84.1	△ 4.5
		中3	79.0	82.6	83.7	90.5	6.8	81.4	9.1
生活習慣	朝食を毎日食べている、どちらかと言えば食べている	小6	92.5	92.7	85.6	79.6	△ 6.0	85.8	△ 6.2
		中3	92.4	93.9	73.6	78.3	4.7	81.8	△ 3.5
	毎日同じくらいの時間に寝ている	小6	34.4	33.5	27.8	34.0	6.2	38.3	△ 4.3
		中3	29.0	31.3	24.0	29.4	5.4	36.3	△ 6.9
学習	自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表している	小6	17.4	19.3	18.5	14.0	△ 4.5	23.6	△ 9.6
		中3	6.3	13.8	11.4	14.5	3.1	21.0	△ 6.5
	友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	小6	29.5	23.2	25.9	21.7	△ 4.2	33.0	△ 11.3
		中3	21.4	28.2	22.4	28.5	6.1	33.9	△ 5.4

※△は、前年・全国と比べて下回る項目

「自尊感情」については「自分には、よいところがある」「将来の夢や目標を持っていますか」「人の役に立つ人間になりたいと思う」の項目で、全国平均より低い結果となっています。

「学ぶ意欲」については、「学校の授業以外に、普段、1日当たり1時間以上勉強をする」児童生徒の割合が減少傾向にあり、全国平均を下回っています。また、「学校に行くのは楽しいと思いますか」の項目では、小学校は全国平均より低い結果となっています。

「生活習慣」については、「朝食を食べていますか」の項目が、前年度よりも小・中学校とも「毎日食べている」「どちらかと言えば食べている」割合が高くなり、中学校では、全国平均を上回っています。「授業」については、話し合う活動を通して自分の考えを深めたり広げたりすることや表現活動に関する項目が前年度より増加しています。

(4) 不登校・いじめ問題に関して

○ 生徒指導上の諸問題に関する調査結果

不登校数		30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	不登校数(人)	10	6	17
	※うち解消(人)	2	1	7
中学校	不登校数(人)	48	52	53
	※うち解消(人)	8	17	12

いじめ件数		30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	件数(件)	8	8	13
	学校数(校)	3	6	5
中学校	件数(件)	9	5	3
	学校数(校)	2	2	2

※ 不登校数は、年間30日以上欠席した児童生徒数

※ 令和3年度は、令和3年4月から令和4年1月までの実数

令和3年度（1月現在）の不登校について、小学校18人（解消0人）、中学校55人（解消31人）の数値は、1,000人あたりに換算すると小学校12.0人、中学校31.4人となります。全国の不登校数（令和2年度1,000人当たり小学校6.3人、中学校53.0人）と比較すると、小学校で増加しています。中学校では解消数が増え、減少しています。

いじめ認知件数については、小学校15件、中学校5件であり、解消率は100%となっています。

小・中学校ともに、各学校でのいじめ問題等対策委員会（毎月1回）や関係機関と連携した生徒指導の取組、中学校での教育相談部会（毎週1回）といった、学校全体や関係機関と連携した組織的な対応が機能しているとともに、児童会・生徒会合同会議を中心とした子ども達がいじめの未然防止に係る取組を自主的に展開してきたことが成果として表れていると考えます。

(5) 体験活動に関して

○ 通学合宿の実施状況

学校や地域において、異学年合同の小学生集団宿泊活動や通学合宿を通じて、児童の自立心や協調性、社会性をはぐくむ体験活動を推進します。

現在、吉井、千年、山春、福富、江南の5団体が実施しており、それぞれ独自に工夫し、登山や職業体験、自炊など、日頃できない体験を取り入れた充実の合宿内容となっています。その成果を他校区に発信し、地域ぐるみの取組を継続できるように支援を行う必要があります。現状として、合宿を実施するにあたり若手のボランティアスタッフの確保が難しく、若者の人材確保が課題です。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、すべての団体が実施を見合わせました。

■ 令和3年度までの実績

- ・ 東高見通学合宿（9回）
- ・ 千年小校区通学合宿（6回）
- ・ 福富小校区通学合宿（3回）
- ・ 吉井小校区通学合宿（9回）
- ・ 山春小校区通学合宿（5回）
- ・ 江南小校区通学合宿（1回）

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度全国体力・運動能力調査は、実施されておりません。

(6) 体力・運動能力

○ 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 ～令和元年度と令和3年度との比較

3年度	握力 (kg)		上体起こし (回)		長座体前屈 (cm)		反復横跳び (点)		20mシャトルラン (回)		50m走 (秒)		立ち幅跳び (cm)		ソフトボール投げ (m)		
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
小5	うきは市	17.5	17.1	22.4	20.0	32.7	38.1	43.2	39.9	56.3	44.6	9.5	9.8	152.7	144.3	22.3	13.7
	県	16.4	16.3	19.2	18.5	34.5	38.7	41.1	39.3	48.9	39.5	9.4	9.7	150.7	143.8	21.9	13.6
	全国	16.2	16.1	18.9	18.1	33.5	37.9	40.4	38.7	46.8	38.2	9.5	9.6	151.4	145.2	20.6	13.3
中2	うきは市	28.8	23.4	25.8	23.5	38.4	40.6	51.5	47.9	86.9	59.3	8.0	8.7	196.2	171.3	21.4	14.5
	県	29.2	23.8	26.6	22.6	45.1	46.4	52.8	47.4	84.1	55.9	8.0	8.9	200.7	171.5	20.9	12.8
	全国	28.8	23.4	26.0	22.3	43.7	46.2	51.2	46.3	79.9	54.2	8.0	8.9	196.4	168.2	20.3	12.7

元年度	握力 (kg)		上体起こし (回)		長座体前屈 (cm)		反復横跳び (点)		20mシャトルラン (回)		50m走 (秒)		立ち幅跳び (cm)		ソフトボール投げ (m)		
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
小5	うきは市	17.6	17.1	21.2	20.1	34.2	39.1	44.4	43.6	64.6	52.9	9.1	9.6	153.1	148.9	24.6	15.1
	県	16.6	16.5	20.3	19.4	33.7	38.0	42.2	40.7	52.2	42.1	9.4	9.7	150.5	144.4	22.8	13.9
	全国	16.4	16.1	19.8	19.0	33.2	37.6	41.7	40.1	50.3	40.8	9.4	9.6	151.5	145.7	21.6	13.6
中2	うきは市	29.3	23.9	27.1	21.8	39.0	41.5	54.1	47.5	90.1	60.1	7.9	8.6	196.9	170.7	20.1	12.2
	県	29.4	24.1	27.3	23.0	44.0	45.8	53.0	47.5	86.4	58.7	8.0	8.8	197.8	170.3	20.8	12.8
	全国	28.7	23.8	27.0	23.7	43.5	46.3	51.9	47.3	83.5	58.3	8.0	8.8	195.0	169.9	20.4	13.0

※網かけ・太字は、全国平均を上回る項目

体力・運動能力、運動習慣等調査結果によると、小学校においては、男女6項目で全国平均を上回っており良好な状況です。中学校においても、男子が5項目、女子が6項目で全国平均を上回っており、良好な状況です。体力向上プランに「1校1取組」を位置付け、授業や学校行事で定期的に運動を行ったことで体力づくりへの意識が進んでいます。小学校では、全児童を対象に、水泳や持久走、縄跳びなどで年間を通じた体力づくりを行っている成果が表れています。また、中学校では、引き続き、柔軟性に関する運動を工夫し、運動する生徒としない生徒の二極化を解消するための手立てを講じることが重要だと考えます。

(7) 特別支援教育に関して

- 特別支援学校・特別支援学級在籍の児童生徒数
特別支援学級の在籍児童生徒数は、増加傾向にあり、特別支援教育に対する保護者や地域の理解が進んできていることがうかがえます。

関係機関と連携した特別支援に関する指導力の向上、学校全体としての取組の充実が課題です。

また、個別の教育支援計画・指導計画を次の学年に確実に引き継いでいくことも重要です。

特別支援学級在籍児童生徒数										
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
令和2年度	15	23	13	19	10	17	14	14	5	130
令和3年度	14	19	24	15	21	13	11	14	11	142

うきは通級指導教室在籍児童数							
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
令和2年度	4	0	0	0	6	1	11
令和3年度	0	2	1	2	0	0	5

2 家庭・地域社会の現状と課題

(1) 家庭・地域の教育力に関して

- 社会教育の状況（令和2年度）

☆うきは市民大学子ども未来学部（平成25年度開講）

うきは市の青少年が、郷土を愛し心豊かでたくましく生きる力をもつことができるように、市内外の自然や歴史、文化に触れ、様々な体験活動に意欲的に取り組んだり、規範に基づいて集団行動をとったりすることで思いやりの心や自立心、規範意識を育み、体力・精神力を鍛え、また、生命の尊さや集団生活の楽しさ、社会性を学ぶことで郷土を誇りに思うジュニアリーダーへと成長させることを目的として実施しています。

・体験学習「うきはActive Lab.」（3事業セットで参加募集）【全て中止】

- ① 鷹取登山体験 5/29～5/30

郷土の歴史・観光等について学習したあと、食事や寝具の準備などを子ども達自身で行い、るり色ふるさと館に宿泊し、2日目は登山体験を行う予定でした。

- ② 壱岐島夏休み感動体験 8/2～8/5

壱岐島で地元の人々とふれあい、うきは市では体験することができない様々な自然体験活動を行う予定でした。

- ③ うきは市子ども議会

子どもの視点・発想から、「“うきはアクティブプラン”～子ども議員からのアイデア～」をテーマに、壱岐島夏休み感動体験を通じて子ども達を感じたうきは市のまちづくりや生活について市長等へ質問提言を行う予定でした。

・うきは市寺子屋（土曜日午前中、年16回開催）〔参加者：小学1～6年生91名〕

補充学習による基礎・基本的学習内容の定着と家庭における学習習慣の定着、及び「漢字検定・算数検定」にチャレンジすることなど、目標に向けて取り組ませることで、自主的に学習できる力を伸張させることを目的として実施しています。

☆うきは市子育てと教育を進める集い11/28〔参加者：64名〕

講演等を通して、保護者や地域住民が子育てに主体的に参加できるよう開催しています。また、各自治協議会での開催を支援しています。

☆家庭教育学級〔市内小学校7校、中学校2校に委託〕

小・中学生の保護者が、講演、親子体験教室、教育視察等の企画・実践を通して、保護者の役割を自覚するとともに、家庭教育の機能を高めることができるよう取り組んでいます。

子どもたちの健全育成には、自発的・能動的な体験が大切です。特に、人との交流体験や自然の中での体験は、自尊感情、規範意識、体力等を高めていくことにつながります。また、家庭には、子育てに大切な基本的な生活を習慣化する役割があり、地域には、積極的な学校支援により、子どもの郷土に対する愛着や誇りをはぐくむことが求められています。

このように、学校と家庭、地域が役割を明確にしつつ、地域全体で子育てを担うという意識を高め、具体的取組を学ぶ機会は貴重です。

○ 子ども会活動の支援

平成26年度発足の「自治協議会」の青少年育成部門担当者が各行政区内子ども会担当者と連携し、子ども会運営の保護者役員の在り方やジュニアリーダー及び指導者の育成をテーマに福岡県教育庁北筑後教育事務所等の協力のもと「子ども会指導者講習会」を開催しています。

今後は、令和元年度に行った子ども会の実態調査結果を踏まえ、ニーズに沿った支援を行っていく必要があります。

(2) 生涯学習活動に関して

○ 社会教育施設状況

生涯学習センター及びムラおこしセンター等との複合施設「るり色ふるさと館」が令和元年7月にオープンし、約2年が経過しました。「人生100年時代」を見据えた新たな現役社会づくりやまちづくりの拠点として活用されています。

今後も、「うきは市公共施設等総合管理計画」に基づく取組とともに、市民の様々な学習や活動のニーズに応えるためには、社会教育施設の充実したサービス提供が大切です。また、施設の利用促進を図る取組の必要があります。

○令和2年度 社会教育施設使用状況調

施設	区分	利用状況		使用料(円)
		件	人	
るり色 ふるさと館	ホール	317	6,100	806,255
	調理室	102	727	
	和室	245	2,006	
	茶室	81	819	
	ミーティングルーム	378	2,211	
	研修室1	361	1,543	
	研修室2	382	1,885	
	研修室3	285	1,960	
	研修室4	294	3,381	
	研修室5	331	3,624	
	学習室	-	2,110	
	グループ学習室	-	710	
	読書コーナー	-	241	
合計		2,776	27,317	

○ 主な学級・講座等の開設状況

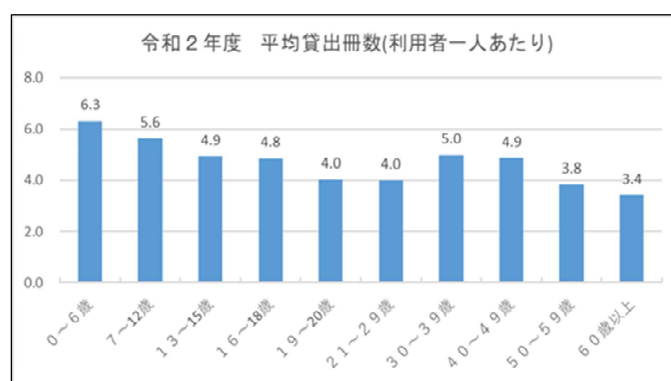
○令和2年度 うきは市民大学主催講座開設状況				
学部名	講座名	受講者数	実施回数	備考
一般教養学部	英会話教室(初級・中級)	17	22	
	英会話教室(初級・中級)	12	19	
	韓国語教室(初級・中級)	24	29	
	韓国語教室(初級・中級)	7	29	
	パソコン・スマートフォン教室	96	54	
いきいき学部	いきいき教室	145	8	
地方創生学部	ボランティア育成講座	0	0	中止
	古文書講座	8	15	
	市民ミュージカルワークショップ	16	24	
子ども未来学部	うきは市寺子屋	91	16	
	親子陶芸教室	0	0	中止
	子どもクッキング教室	0	0	中止
	体験学習(うきはActive Lab.)	0	0	中止
特別講座	久留米大学公開講座(うきは学)	225	8	

○ 市立図書館の市内在住者の活用状況

市立図書館における令和2年度までの18歳以下の登録者は3,064人で登録者全体の21.1%となり、18歳以下の年間の貸出冊数は23,991冊で貸出冊数全体の23.1%となっています。

また、令和2年度における18歳以下の登録者の一人当たりの平均貸出冊数は7.8冊、小学生は11.3冊、中学生は3.0冊でした。

市立図書館では、児童生徒をはじめ、市民の多様なニーズに応えるために、図書資料の充実を図るとともに、おはなし会等を定期的を実施し、読書の楽しさを味わうことのできる事業の充実も行っています。また、団体貸出として、保育所等に4,824冊、小・中学校に869冊、学童保育所に3,913冊、その他も含めて15,980冊を配送しました。



図書館3階施設を利用して、児童や保護者対象の「ものづくり教室」、子どもと大人向けの「映画上映」、朗読と音楽の「イベント」等を実施しています。平成29年度末から、3階「ぬくもり広場」に木育をねらいとした木製の遊具を充実し未就学児を持つ親子に好評を得ています。また、平成31年4月より図書館3階閲覧室等の閉館時間を22時まで延長したことで、学生の利用が増えています。併せて、同年度末に防犯カメラ設置を行い、利用者への防犯対策を強化しています。その効果もあり、3階利用者数は増加しています。

図書館等利用者数(令和2年度)					
1F					
名称	図書館				
利用者数(人)	52,936				
3F					
名称	小ホール	大会議室	小会議室	オープンギャラリー	閲覧室
利用者数(人)	1,158	2,970	917	1,110	5,207
名称	ぬくもり広場	子育てサークル	創作室	ボランティア室	グループ学習室
利用者数(人)	3,214	18	872	156	1,277

(3) 文化・芸術活動と文化財に関して

○ 文化事業の状況

市民が優れた芸術文化に触れられるよう、文化事業実行委員会の企画する自主事業、文化協会活動に関して積極的に支援していきます。

うきは市文化事業実施状況(令和2年度)				
公演名	実施日	会場	入場者数	補助金及びキャンセル料
うきは演劇フェスティバル(高校演劇うきは発表会)	7/11(土)～7/12(日)	かわせみホール	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0
小中学校文化鑑賞会	10月27日(火)	アクロス福岡シンフォニーホール	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0
ドライブインシアター「ヒックとドラゴン」上映	1月31日(日)	吉井体育センターグラウンド	216人(58台)	902,541

○ 文化協会加盟団体会員数

文化協会加盟団体は、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら活動しているものの、数年来、会員の高齢化対応と活動の成果発表の充実が課題です。文化活動の充実を図り、コロナ禍においても成果が発表できる機会への支援を行い、市民の文化活動に対する関心を喚起する必要があります。

部門名	会員数	部門名	会員数
文芸	50	洋楽	80
美術	64	日舞	79
華道	25	洋舞	35
書道	44	社交ダンス	14
写真	18	演劇	10
手芸	29	吟詠	36
茶道	23	合計	604
謡曲	30		
邦楽	67		

○ 文化財施設の公開状況

文化財施設見学者（令和2年度）

名称	吉井歴史民俗資料館	金子文夫資料展示館	浮羽歴史民俗資料館	鏡田屋敷	居蔵の館	合計
見学者数（人）	920	567	826	2,769	8,091	13,173

古墳等見学者（令和2年度）

名称	浮羽町 （楠名・重定・塚花塚古墳）	吉井町 （日岡・月岡・珍敷塚古墳）	大石堰見学	合計
見学者数（人）	55	187	283	525

新型コロナウイルス感染症の影響のため、古墳や資料館の見学者は減少しています。大石堰見学も減少していますが、西鉄観光バス株の企画により、福岡市等の小学校とリモートで説明するオンライン社会科見学を実施しました。（5回約420人参加）今後も資料の整理に努め、資料館の充実を図らなければなりません。

(4) スポーツの振興に関して

○ うきはスポーツ協会加盟団体と部員数

スポーツを通じた社会変革に向け、世界各国と協調していくため、平成30年6月20日スポーツ基本法の一部を改正し、「公益財団法人日本スポーツ協会」と名称を変更しました。

福岡県は令和2年4月1日に「公益財団法人福岡県スポーツ協会」と名称を変更し、うきは市においても令和3年4月1日に「うきは市体育協会」から「うきは市スポーツ協会」と名称を変更しました。

現在21の団体がスポーツ協会に加盟し活動を行っています。競技によっては、運動の特性上、競技者の年齢構成に偏りがあるのが課題です。

今後、さらに競技人口のすそ野を広げ、多くの市民がスポーツに興味・関心をもち、自分のペースで生涯にわたって楽しむことができるスポーツ環境の在り方を検討する必要があります。

部名	男子部員	女子部員	合計	部名	男子部員	女子部員	合計
水泳	23	29	52	野球	347	7	354
陸上	39	36	75	サッカー	157	31	188
バスケットボール	20	23	43	銃剣道	15	2	17
バレーボール	27	72	99	少林寺拳法	56	12	68
ソフトテニス	45	19	64	グランドゴルフ	276	288	564
卓球	6	12	18	硬式テニス	7	6	13
バトミントン	19	9	28	ラクビー	124	8	132
柔道	98	0	98	空手	30	24	54
剣道	61	25	86	登山	6	6	12
相撲	12	2	14	ターゲットパードゴルフ	12	6	18
ソフトボール	186	22	208				

3 教育行政（学校・教育委員会）の現状と課題

(1) 開かれた教育行政の推進に関して

うきは市の次代を担う人づくりのためには、学校・家庭・各種団体・地域社会・行政それぞれが教育に果たす役割や責任を自覚し、相互に連携・協力・支援を行いながら、市民みんなで取りくむことが求められています。

行政も、市民の意見や要望等をしっかりと受け止め、それを施策に反映させるとともに、様々な情報を広く提供するなど、開かれた教育行政を進めていくことが必要です。

さらに、複雑化する教育問題等に対し、迅速かつ的確に対応するために、県教育委員会との連携や総合教育会議の有効活用を図るとともに、市教育委員会内の役割分担と責務の明確化、必要な情報や意識の共有を図り、連携・協力体制を充実することが必要です。

○ 教育委員会の実施に関して

原則、定例会は毎月1回、臨時会は必要に応じて開催し、教育行政についての重要事項を適時適切に審議しています。主な内容は次のとおりです。

- ・ うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針について
- ・ うきは市立小中学校学校評議員の委嘱について ・ 不祥事防止について
- ・ 新型コロナウイルスに関する対応について ・ 児童生徒の生徒指導上の課題
- ・ 教育委員の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価

○ 学校訪問に関して

福岡県教育庁北筑後教育事務所とも連携を図り、全小・中学校を学校訪問し、教育活動、施設設備、教職員の配置・指導力、働き方改革等について学校側との意見交換や指導助言を実施しています。

(2) 信頼される学校づくりに関して

学校においても、児童生徒の状況に即応できる学校運営や市民に信頼される学校づくりが求められています。ますます、専門・複雑化する教育問題等に適切に対応するために、地域との連携を図るとともに、学校の組織運営体制の充実と保護者や地域住民との協働による学校づくりに向けて、学校の自己評価や学校関係者による評価の実施とその結果のていねいな公表・説明等が求められています。

(3) 教職員の指導力の向上に関して

多様化する教育ニーズや課題に対応し、保護者や地域から信頼される学校づくりのためには、児童生徒の教育に直接携わる教職員の資質向上や指導力の向上、適切な人材の確保を図ることが必要になっています。

教師の力量は、教育内容に関する専門的な知識、教育的識見、指導方法・技術、それに教師の人格や生き方等が総合されたものです。県教育委員会や市教育委員会が行う研修や校内での研修等を通して、自ら教育における専門職としての力量を高めることが、保護者の負託に応える教育活動を行うことにつながっていくと考えます。

特に、うきは市教育センターにおける研修事業を職務内容や経験年数に応じたものに見直し、令和3年度は以下のように実施しました。

I 調査研究	
○ 課題研究	・ 特別支援教育
○ 自由研究	・ 各教科等の指導の研究（ICTの活用）

II 研修

- 経験年数や習熟度に応じた研修（小・中学校：ICTの活用）
 - ・研修A ・研修B ・研修C ・研修D
- 職務に応じた研修
 - ・定例校長会 ・教頭研修会 ・教務主任研修会 ・校内研究担当者研修会
- 小・中学校授業改善研修（自主研修）
 - ・授業参観、授業公開を通しての授業改善
- 全教職員研修
学習指導要領全面実施に向けた研修
 - ・ICT活用

III 主要課題

- 学力向上の推進
 - ・うきは市学力向上検証委員会
- いじめ・不登校等の問題を抱える子どもへの対応（教育相談事業）
- 特別支援教育の推進
- 食育の推進
- 情報教育の推進（ICTを活用した授業づくりの構想）

IV 研究活動の支援

- うきは市小・中学校教育研究会指定・委嘱校への支援
- 学校運営講座等の自主研修への支援

(4) 安全・安心な学校づくりに関して

東日本大震災以降、全国各地で記録的豪雨が発生する等、今までの想定を超える自然災害も発生しています。特に、平成24年7月の九州北部豪雨は、熊本・大分・福岡・佐賀県域を中心に、甚大な河川災害を九州北部にもたらし、本市も多大な被害を受けました。

今後、熊本・大分地震をはじめ、平成29年7月の朝倉市、東峰村等の豪雨災害のような大規模災害時にも対応できるように、自分自身の命や身の安全を守る（自助）とともに、隣近所で協力して救出活動を行ったり、子どもや要配慮者の避難誘導を行ったりするなど、地域コミュニティでの相互の助け合い（共助）等、防災教育の重要性が高まっています。

また、学校内での怪我や登下校時等に児童生徒が不審者に声をかけられる事案、通学路での事故等の発生があり、学校内外の安全確保が求められています。

さらに、全国的には食の安全を脅かす事件も発生するなど、安全で安心できる学校給食の提供も求められています。

(5) 教育環境の整備に関して

時代のニーズに対応した質の高い教育を受けることができる教育環境の整備のため、県教育委員会や県教育センターをはじめ、地域社会の各種団体や関係機関と連携した教育の推進や学校図書館の充実、児童生徒の実態に応じたプリント教材や興味・関心を高めるデジタル教材、ICT機器の一層の活用を促進し、ICT教育のさらなる充実を図る必要があります。

第3章 うきは市が目指すこれからの教育

1 基本理念「うきは市が目指す教育の姿【市民像】」

本市教育の推進に当たっては、学校教育や生涯学習、人権・同和教育、男女共同参画教育を通して、どのような人間像をめざすのかを明らかにすることが求められています。

具体的には、次のような市民像を目指していくことが大切であると考えます。

- 社会の発展に寄与しうる英知と豊かな創造性や個性に富む市民の育成
- 真理と正義を愛し、基本的人権と社会の連帯性を重んじる市民の育成
- 健康な心と体をはぐくみ、社会環境に自ら主体的に対応できる強い意志と意欲に満ちた実践力ある市民の育成
- 郷土に古くから伝わる固有の文化や伝統を守り、ふるさとを愛する市民の育成
- 諸外国の文化と伝統を尊重し、人類の平和と繁栄に貢献しうる国際性豊かな市民の育成

2 基本目標

めざす市民像を実現するために、次の三つの基本目標を定めます。

志をもって、自ら学び、ともに心豊かにたくましく生きる子どもを育成します。

学校教育においては、豊かな人間性をはぐくみ、一人一人の可能性を信じ、個性を伸ばすとともに、これからの社会を生きていくために必要な資質や能力を高めることが求められています。

そのために、子どもの人権を尊重し、一人一人を大切にするとともに、基礎学力の習得、他人を思いやる心、広い視野と柔軟な思考力、主体的に考え行動できる能力など、子どもたちのたくましく生きる力を培いながら、家庭や地域との連携を図り、よりよい教育環境の創造に努めます。

市民が生涯にわたり学び続け、いきいきと暮らす生涯学習社会を創造します。

生きがいをもち、個性豊かに健康な生活を送るため、市民の学習に対するニーズ、スポーツに対する意欲は大きいものがあります。

「人生100年時代」を見据え、市民誰もが、生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽に学び、スポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、市民の自主的な活動への支援を行うなど、いきいきとした生涯学習社会の創造に努めます。

家族や郷土を愛し、ともに心豊かに暮らす地域社会の形成に向けて、家庭や地域の教育力を高めます。

人の成長過程の中で、家庭や地域における教育の役割は重要です。家族の愛情に包まれて育ち、地域で多くの人とのかかわりや活動を経験することで、家族や友人、周りの人への愛情や感謝の気持ち、郷土への理解や愛着がはぐくまれ、健やかで豊かな人間性を身に付けていきます。

そのため、コミュニティづくりを推進する市民活動を支援するなど、人材を育成し、家庭や地域の教育力の向上に向けた取組を進めます。

3 柱（基本方針）

基本目標を達成するためには、学校教育、生涯学習、人権・同和教育、男女共同参画教育の充実を図ることが求められます。

そのための柱（基本方針）は、次のとおりです。

- I 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成
- II 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成
- III 生涯学び、活躍できる環境の整備
- IV 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットの構築
- V 教育政策推進のための基盤の整備

第4章 3か年で重点的に取り組む施策について

1 施策の体系

柱	項目	施策	担当
I 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成	1 確かな学力の育成	《施策1》 確かな学力向上のための取組の推進 《施策2》 就学前から中等教育までの連携の推進	学校教育課 学校教育課
	2 豊かな心の育成	《施策3》 子どもたちの自己肯定感・自己有用感の育成 《施策4》 道徳教育の推進 《施策5》 いじめ等への対応の徹底 《施策6》 人権・同和教育の推進	学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 人権・同和教育室 生涯学習課
	3 健やかな体の育成	《施策7》 伝統や文化等に関する教育の推進 《施策8》 体験活動や読書活動の充実 《施策9》 青少年の健全育成 《施策10》 男女共同参画の推進 《施策11》 学校保健・学校給食、食育の推進 《施策12》 子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた支援 《施策13》 学校や地域における子どものスポーツの機会の充実	学校教育課 学校教育課 学校教育課 男女共同参画推進室 学校教育課 学校教育課 生涯学習課 学校教育課
	4 社会的・職業的自律に向けた能力・態度の育成	《施策14》 各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進	学校教育課 生涯学習課
	5 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進	《施策15》 家庭の教育力の向上 《施策16》 地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 《施策17》 諸教育の推進	学校教育課 生涯学習課 学校教育課
II 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成	1 グローバルに活躍する人材の育成	《施策18》 外国語（英語）教育の強化	学校教育課
III 生涯学び、活躍できる環境の整備	1 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	《施策19》 高齢者等の生涯学習の推進 《施策20》 若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツ活動の推進 《施策21》 生涯を通じた文化芸術活動の推進	生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 学校教育課
	2 社会の持続的な発展のための学びの推進	《施策22》 施設の複合化等、持続可能な社会教育施設の運営 《施策23》 障がい者の文化芸術活動の振興方策の検討	生涯学習課 生涯学習課
IV 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットの構築	1 多様なニーズに対応した教育機会の提供	《施策24》 特別支援教育の推進 《施策25》 不登校児童生徒の教育機会の確保	学校教育課 学校教育課
V 教育政策推進のための基盤整備	1 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	《施策26》 教職員指導体制・指導環境の整備	学校教育課
	2 ICT利活用のための基盤整備	《施策27》 授業におけるICT活用の促進 《施策28》 校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上 《施策29》 学校のICT環境整備の促進	学校教育課 学校教育課 学校教育課

2 主要施策と主な取組・事業

柱Ⅰ：夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

1 確かな学力の育成

【振興基本計画の内容】

<現状・課題>

- ◇ 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた学習指導要領の趣旨が各学校現場で理解され、実現されるよう全教職員研修会等で効果的な指導の実践事例に係る研修や情報提供等を行い、周知・徹底を図っています。
- ◇ 小学校6年生、中学校3年生を対象に令和3年5月に実施（文部科学省）された令和3年度全国学力・学習状況調査（以下、全国学力・学習状況調査）において、小学校では、国語科、算数科ともにわずかながら全国平均を下回りました。中学校では、国語科はわずかながら全国平均を下回りましたが、数学科において全国平均を上回りました。
- ◇ 市の学力向上検証委員会を中心に、授業づくり・学習規律・家庭学習の面から小中連携を図り、市全体で学力向上に取り組んできました。
- ◇ 各学校において、その実態を踏まえつつ就学前から中等教育までの各段階間の移行を円滑にするような学校間連携が推進されるように参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組んでいます。
- ◇ 幼児期における教育（就学前教育）は、その後の成長に大きく影響を与えることから、子どもたちの育ちを一貫して見守り、支えていくために、就学前教育と学校教育との連携が重要です。

<施策の方向>

- うきは市教育委員会主催の全教職員研修会等で効果的な指導の実践事例に係る情報提供や研修等を行います。
- 全国学力・学習状況調査及び福岡県学力実態調査、福岡県のチャレンジテスト、市標準学力調査等の分析により課題を明確にし、各小・中学校の主幹教諭等による市の学力向上検証委員会を中心に、各学校の学力向上プランに基づいた実践を支援します。
- 幼稚園、保育所（園）と小学校、中学校との連携強化により、幼児教育と学校教育の連続性を確保し就学前教育の機能充実を図るため、望ましい連携の在り方について研究を行い、その成果について情報提供を行います。
- 確かな学力の定着を図るため、指導体制・指導方法の改善を進め、少人数指導や習熟度別指導の推進を一層図るとともに、ICT機器を効果的に活用した分かりやすい授業を推進します。

【令和4年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
<p>1 確かな学力向上のための取組の推進 《施策1》</p>	<p>主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むとともに、個に応じた指導のための指導方法及び指導体制の工夫・改善や個性や能力を引き出す教育活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇各学校の主幹教諭等を中心とした学力向上検証委員会による小・中学校一貫性のある教育（小中合同授業研修会、学習規律徹底等）の実施 ◇県教育委員会、県教育センター、教育事務所発行の手引き等の活用支援 ◇タブレット等を活用したICT教育を推進します。 （うきは市研究委嘱指定） ◇デジタル教材及びプリント教材ソフト等の活用推進 ◇児童生徒一人一人が自分の伸びを実感する検定等の実施 ◇文部科学省CBTシステム「MEXCBT」の活用の支援 ◇授業改善に向け、児童生徒による授業評価の実施 ◇小学校の指導充実のために「少人数指導特別教員」や小中学校への「学校支援員」の配置
<p>2 就学前から中等教育までの連携の推進 《施策2》</p>	<p>幼児教育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るために望ましい連携の在り方を研究し、その成果を情報提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・小学校の連携強化 ◇小学校による幼稚園・保育所の参観

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度全国・学力学習状況調査は、実施されておりません。

【主要指標】

	指 標	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
1	全国学力・学習状況調査において全国平均値との差が－1ポイント以上の教科区分数	小学校0教科 中学校1教科	小学校2教科 中学校2教科
2	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「自分の考えがうまく伝わるよう資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表している」児童生徒の割合	小学校：14% 中学校：14.5%	小学校30% 中学校30%
3	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」児童生徒の割合	小学校：21.7% 中学校：28.5%	小学校：50% 中学校：50%
4	小学校と保育所（園）・幼稚園と連携した教育活動を実施した学校の割合	4校	7校

柱Ⅰ：夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

2 豊かな心の育成

【振興基本計画の内容】

<現状・課題>

- ◇ 令和3年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の「自尊感情」に関連する項目で「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合は、小学校で52.3%（全国平均比：-7.9%）、中学校で37.6%（全国平均比：-2.9%）となっています。「自分にはよいところがある」の項目については、小学校では、32.5%（全国平均比：-3.9%）、中学校では、24.4%（全国平均比：-10.1%）となっています。また「人の役に立つ人間になりたい」の項目については、小学校では、64.7%（全国平均比：-10.7%）、中学校では、75.1%（全国平均比：+0.8%）となっており、児童生徒の自尊感情を高める取組が重要です。
- ◇ 同調査において、「難しいことでも失敗をおそれないで挑戦していますか」小17（全国-7.4） 中12.7（全国-7.3）「学校に行くのは楽しいと思います」 小34.5（-13.4） 中43.4（+0.1）となっており、子供が安心して学べる環境を整えていくことに努めていきます。
- ◇ 同調査において、「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」と答えた児童生徒の割合は、小学校では79.6%（全国平均比：-4.5%）、中学校で90.5%（全国平均比：+9.1%）となっており、改善傾向にあるものの、依然、善悪の判断ができていない子ども、善悪の判断ができていても実際の行動に結びついていない子ども、自分の言動が他者に与える影響を考えず責任ある行動をとろうとしない子どもがいると考えられ、子どもの規範意識の低下が課題となっています。また、新しいメディア（スマートフォンやタブレット等）の適切な活用方法についての認識が低いことや、インターネットによる誹謗中傷や有害情報への対応が不十分であることなどに起因する問題も多くなっています。社会性や規範意識、善悪を判断する力、思いやり等を育むためには、小学校で平成30年度、中学校で令和元年度から教科化された「特別の教科道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うことが重要です。
- ◇ 令和元年度に実施した「うきは市人権・同和問題市民意識調査」によると、調査に回答した市民のおよそ半数が人権問題に関心が無いと回答しており、広く市民に関心を持ってもらうための啓発や研修が必要です。
- ◇ 子どもの生活において、異年齢の仲間や地域の大人との交流、生活体験・社会体験・自然体験などの減少が指摘されています。通学合宿等の集団生活体験や社会、自然環境の中での経験を通して、子どもの協働意識や規範意識目的意識とともに、豊かな人間性や社会性などをはぐくむ必要があります。
- ◇ 日本の歴史や生まれ育ったふるさとうきはの歴史や伝統、文化を理解し、継承・発展させるための教育を推進することが求められています。
- ◇ 読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことはできないものです。このため、より一層、読書活動を推進する必要があります。
- ◇ 近年の少年非行の背景には、少年自身の規範意識の低下、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下等が考えられます。非行問題の解決には、関係機関・団体等との連携を図る必要があります。
- ◇ 青少年や保護者のインターネットに関する危険性や適切な利用についての認識が不足しており、犯罪の被害に遭う危険性が高くなっています。
- ◇ 本市が2014（平成26）年に実施した「男女共同参画推進に関する市民意識調査」によると、男女平等の意識は高まっていますが、依然として性別による役割分担意識等が残っています。男女が互いに性別に関係なく個性と能力を発揮し、家庭・地域・職場などあらゆる場において責任を分かち合い平等・対等な立場で参画できる社会実現が求められています。

<施策の方向>

- 今の子どもが抱える自尊感情の高揚や規範意識の醸成など本質的な課題の克服を目指して、学校が中心となって家庭や地域の協力を得ながら、うきは市がめざす子どもの育成に努めます。
- 学習指導要領の趣旨を共通理解し、組織的に道德教育が推進できるように研究を推進します。
- 「うきは市いじめ防止基本方針」及び各学校における「学校いじめ防止基本方針」をもとに、いじめ問題を未然に防ぐために校内指導体制を機能させ、きめ細かな指導や相談及び早期発見・早期対応ができるようにする必要があります。また、不登校対応については、不登校未然防止の日常的な取組(福岡アクション3)等を確実に実施するとともに、不登校傾向児童生徒への組織的対応、スクールカウンセラー・教育相談員の効果的活用による不登校の予防・解消に努めます。
- 児童会生徒会合同会議を開催し、児童生徒自身が、うきは市の小・中学校の課題を理解し、児童会と生徒会が連携して、主体的、実践的に、課題解決に向けて取り組むことができるようにします。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」(平成28年6月3日施行)「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日施行)の趣旨を尊重した施策を推進するとともに、人権尊重の意識や行動が定着するよう「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」「第2次うきは市人権教育・啓発基本計画」及び「実施計画」に基づき、機会を捉えて人権教育、人権啓発を推進します。
- 学校や地域において、異学年合同の小学生集団宿泊活動や通学合宿などを通し、子どもたちの自律心や協調性、社会性、命を大切にすることをはぐくむ体験活動を推進します。
- うきは市の歴史や伝統、文化を理解し、それを継承、発展させるための教育を推進するとともに、文化芸術鑑賞や体験機会の拡充を図る取組を推進します。
- 読書に親しむことを通じて豊かな感性や創造力をはぐくむため「うきは市子どもの読書活動推進計画(第2次)」に基づき、家庭や地域における子どもの読書活動や学校全体での日常的な読書活動を推進します。
- 児童生徒の非行の未然防止や健全育成に繋げるため、魅力ある授業づくりにより児童生徒と教師との信頼関係を構築するとともに、非行防止学習や学校行事等を通じて自尊感情や規範意識の育成に取り組みます。
- PTA等と連携し、「スマホに係る家庭教育宣言」の全小・中学校での取組の充実を図るとともに、さらなる啓発活動を推進します。
- 児童生徒が情報機器に接する機会の変化による生活時間の変化等の状況を踏まえ、学校における指導や「早寝、早起き、朝ごはん」の取組を継続的に推進するとともに、情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域の連携による、児童生徒自身が主体的に情報機器を適切に利用できるようにする取組を推進します。
- 男女共同参画意識の啓発活動を進め、地域ぐるみ・市民ぐるみで男女が共に支え合い「一人ひとりがいきいきと輝き 自分らしく暮らせるまち うきは」の社会づくりを目指します。

【令和4年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
1 子どもたちの自己肯定感・自己有用感の育成 《施策3》	<p>様々な体験を通じて学びに向かう姿勢や態度を育成することができるように体験活動の充実を図るとともに、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる居場所づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇i-チェックの結果分析等を活用した学級経営の推進 ◇学級経営の充実を図るための研修会の実施 ◇特別活動の発表会参加の促進

<p>2 道徳教育の推進 《施策4》</p>	<p>道徳教育推進教師を核とした推進体制を整備し、基本的な生活習慣の形成や規範意識の育成など学校の全教育活動を通じて道徳教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇道徳年間指導計画に基づいた道徳の時間の確実な実施への支援 ◇道徳教育推進事業（研究校）による授業公開・研究報告 ◇「学校いじめ防止基本方針」における「いじめを生まない教育活動」として、命の大切さや他を思いやる心を育む道徳教育の実施
<p>3 いじめ等への対応の徹底 《施策5》</p>	<p>「うきは市いじめ防止基本方針（平成30年改訂）」に基づき、「うきは市いじめ問題対策連絡協議会」「うきは市いじめ問題対策推進委員会」を踏まえた、いじめ問題への取組の一層の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇各学校の「学校いじめ防止基本方針」の作成及び取組の確実な実施のための支援 ◇「うきは市いじめ防止基本方針」に示す取組の確実な実施と評価・点検 ◇学校のいじめ問題等対策委員会等でのスクールカウンセラーの活用促進 ◇うきは市児童会生徒会合同会議と連携した「いじめ未然防止」の取組を通じた、児童生徒の主体的活動の促進 ◇教育課程への情報モラル教育の位置付け
<p>4 人権・同和教育の推進 《施策6》</p> <p>※具体的な取組・事業等については第2次うきは市人権教育・啓発基本計画及び実施計画に明記。</p>	<p>うきは市人権・同和教育研究協議会の活動に参加します。また、第2次うきは市人権教育・啓発基本計画、実施計画に基づき取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇うきは市人権・同和教育研究協議会会員研修会及びうきは市同研各部会学習会への参加 ◇小学校3年生による社会教育集会所学習の取組 ◇市民の人権意識向上のための啓発活動や講演会、研修会等への参加 ◇市教育センター人権・同和教育研修担当指導主事による相談体制の構築
<p>5 伝統や文化等に関する教育の推進 《施策7》</p>	<p>子どもに豊かな情操を育むために、うきは市の歴史や伝統、文化を理解し、それを継承・発展させるための教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇児童生徒が芸術、地域の歴史、伝統や文化に触れる機会の提供 ◇市内に残る文化財等を活用した学習の推進 ◇うきは市の伝統的建造物群等の観光資源を生かす体験型学習の実施
<p>6 体験活動や読書活動の充実 《施策8》</p>	<p>① 人との交流体験や自然体験など、自発的・能動的な体験活動を通して、小学生の日常的生活技術や自発性、協調性、自尊感情、規範意識、体力等を高めます。特に、通学合宿事業の必要性和重要性を一般市民や関係者等へ広く周知し、継続して実施できるよう推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇通学合宿の実施と支援 <ul style="list-style-type: none"> ・通学合宿推進事業補助金の活用 ・通学合宿の事業内容の周知 ・コミュニティセンター関係者への研修会等の情報提供 ◇困難克服体験活動等の体験活動の実施 <p>② 「うきは市子どもの読書活動推進計画（第2次）」に基づき、家庭や地域における子どもの読書活動や学校全体での日常生活的な読書活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ものづくり教室や各種講座および司書体験 ◇出張お話し会や出前講座、学校図書館協議会など、幼・保・小中学校と市立図書館の連携充実 ◇「うきどく講演会」の実施、「子ども読書の日」の呼びかけ

<p>7 青少年の健全育成 《施策9》</p>	<p>① 児童生徒の健全育成のために、学校と家庭が連携した規範意識育成の取組を実施するとともに、関連教科の学習を基に学校・家庭・地域社会・関係機関が連携した薬物乱用防止に取り組みます。 ◇保護者と学ぶ規範意識育成事業の確実な実施のための支援 ◇薬物乱用防止教室の確実な実施への支援</p> <p>② 児童生徒を有害情報から守るため、学習指導要領に基づいた情報モラル教育を推進するとともに、スマートフォンをはじめとした様々なインターネット機器の普及への対応も含め、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を地域、民間団体との連携により実施します。 ◇「保護者と学ぶ規範意識育成事業（講師派遣事業）」等を活用した、情報モラル教育等の推進</p>
<p>8 男女共同参画の推進 《施策10》</p> <p>※具体的な取組・事業等については第2次うきは市男女共同参画基本計画及び実施計画に明記。</p>	<p>「うきは市男女共同参画推進条例」及び「第2次うきは市男女共同参画基本計画、実施計画」に基づき、人権を尊重し、男女共同参画社会を進める意識づくりに取り組みます。 ◇男女の人権・男女共同参画に関する広報・啓発・学習の推進 ◇教育の場における男女共同参画の推進</p>

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度全国・学力学習状況調査は、実施されておりません。

【主要指標】

	指 標	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
1	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の割合	小学校：32.5% 中学校：24.4%	小学校：60% 中学校：50%
2	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「人の役に立つ人間になりたいと思う」児童生徒の割合	小学校：64.7% 中学校：75.1%	小学校：75% 中学校：75%
3	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「難しいことでも失敗をおそれないで挑戦していますか」児童生徒の割合	小学校：17.0% 中学校：12.7%	小学校：50% 中学校：50%
4	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」児童生徒の割合	小学校：79.6% 中学校：90.5%	小学校：100% 中学校：100%
5	市内小・中学校のいじめ解消率	小・中学校 100%	小・中学校 100%
6	通学合宿の実施数	0	6
7	読書活動推進のためにボランティア養成を目的とした講座などの実施数	0回	2回

柱Ⅰ：夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

3 健やかな体の育成

【振興基本計画の内容】

<現状・課題>

- ◇ 生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成するために、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図ることが必要です。
- ◇ 全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の調査結果によると「朝食を毎日食べている」「どちらかと言えば食べている」児童生徒の割合は小学校では、90.2%（全国平均比：-4.7%）、中学校では、89.2%（全国平均比：-2.4%）となっています。学校は児童生徒に対して全教育活動で食育を推進するとともに、保護者に対しても食生活の課題や重要性を学ぶ場を提供するなど食育に対する啓発活動が必要です。
- ◇ 同調査における「毎日同じ時間に寝ている」児童生徒の割合は、小学校では34.0%（全国平均比：-4.3%）中学校では29.4%（全国平均比-6.9%）となっており、養護教諭等を中心に睡眠に関する指導を家庭と連携しながら実施する必要があります。
- ◇ 本市の体力の現状は、令和3年度文部科学省（スポーツ庁）が小学校5年生・中学校2年生を対象に実施した令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下、全国体力・運動能力、運動習慣等調査）によると、小学校においては、6項目で全国平均を上回っており良好な状況です。中学校においても、男子が5項目、女子が6項目で全国平均を上回っており、良好な状況です。運動する生徒としない生徒の二極化の傾向はみられるものの、体力向上プランにおいて「1校1取組」を位置づけ、保健体育の授業や学校行事等において、定期的に運動の機会を位置付けたことで体力づくりへの意識が高まっています。

<施策の方向>

- 生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育てるため、薬物乱用防止教育等について体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、メンタルヘルスやアレルギー疾患（食物アレルギーを含む）等、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、学校保健委員会の活性化や学校保健関係団体の資源や情報の活用を通じて、学校・家庭・地域の専門機関等の連携による保健管理等を推進します。
- 望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を実践できる児童生徒を育てるために、発達段階に応じた食に関する指導ができるようにするとともに、保護者への啓発、弁当の日の推進、地産地消による安全な給食に努め、食育を推進します。
- 子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」の取組を継続的に推進します。
- 学校・家庭・地域の連携による子どもが主体的に情報機器を適切に利用できるようにする取組を推進します。
- 児童生徒が運動やスポーツに親しむとともに、自ら体力の向上を図るために、体力テスト結果を活用し、児童生徒の課題を見だし、課題に応じた体力向上プランを作成するとともに、「1校1取組」を中心とした取組のさらなる充実を図ります。

【令和4年度 主要施策と主な取組・事業】

主要施策	施策の概要と主な取組・事業
1 学校保健・学校給食、食育の推進 《施策11》	①生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成します。 ◇学校保健委員会の活性化及び学校・家庭・地域の専門機関等の連携によ

	<p>る保健管理の推進</p> <p>②児童生徒に対して、健全な食生活を実践するために食に関する知識や食を選択する力の習得を通じ、食育の推進を図ります。</p> <p>◇食に関する年間指導計画に基づいた確実な実践と評価についての指導</p> <p>◇うきは市学校給食会指定・委嘱校（山春小学校）への支援</p> <p>◇食育への理解を深める保護者等の試食会、研修会の実施</p> <p>◇健康で安全な給食確立のための地産地消の取組</p> <p>◇各学校で「自分で作る弁当の日」の推進</p>
2 子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた支援 《施策12》	<p>子どもたちの生活リズムの向上を図るために子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開します。</p> <p>◇PTA活動と連携した「早寝・早起き・朝ごはん」の取組支援</p> <p>◇養護教諭等を中心とした睡眠に関する指導の展開</p>
3 学校や地域における子どものスポーツの機会の充実 《施策13》	<p>体力の課題や発達段階に応じ、身体能力を高める授業づくりや体力向上に係る運動の習慣化を促します。</p> <p>◇新体力テスト結果の分析と課題に応じた体力向上プラン作成への支援</p> <p>◇体力向上プランの「1校1取組」（検定等）の確実な実施支援</p>

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度全国体力・運動能力調査は、実施されておりません。

【主要指標】

	指 標	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
1	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「朝食を毎日食べている」「どちらかと言えば食べている」児童生徒の割合	小学校：90.2% 中学校：89.2%	小学校：95% 中学校：95%
2	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「毎日同じくらいの時間に寝ている」児童生徒の割合	小学校：34.0% 中学校：29.4%	小学校：50% 中学校：50%
3	新体力テストにおいて全国平均値を上回った項目の割合	小学校：75% 中学校：47%	小学校：100% 中学校：80%

柱Ⅰ：夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

4 社会的・職業的自律に向けた能力・態度の育成

【振興基本計画の内容】

<現状・課題>

- ◇ 児童生徒が発達段階に応じて望ましい勤労観・職業観をもち、目的意識をもって主体的に進路を選択するために、学ぶことや働くことの意義を理解するキャリア教育が重要になっています。

<施策の方向>

- 児童生徒の望ましい勤労観や職業観を形成のために、地域を担う人材育成を目指す地元企業等と連携した職場体験等の充実を図るキャリア教育の推進計画を作成・実施します。

【令和4年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
1 各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進 《施策14》	<p>発達段階に応じた望ましい勤労観・職業観形成のために、地元企業等と連携した職場体験等、全小・中学校においてキャリア教育推進計画を作成し、実践します。</p> <p>◇全小・中学校でキャリア教育推進計画作成への支援</p>

【主要指標】

	指 標	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
1	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合	小学校：52.3% 中学校：37.6%	小学校：70% 中学校：50%

柱Ⅰ：夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

5 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

【振興基本計画の内容】

<現状・課題>

- ◇ 全国学力学習状況調査における児童生徒質問紙の「学ぶ意欲」に関する項目「家で自分で計画を立てて勉強をしている」児童生徒の割合は、小学校では、20.9%（全国平均比：-10.3%）、中学校では、18.1%（全国平均比：-1.3%）と、小中学校ともに全国平均を下回っています。また、「平日の家での学習時間を全くしない」児童生徒の割合は、小学校では、7.2%（全国平均比：+3.7%）、中学校では、0.9%（全国平均比：-2.6%）と、小学校では全国平均を上回っています。さらに、「平日、2時間以上テレビゲームをする」児童生徒の割合は、小学校では、63.4%（全国平均比：+14.0%）、中学校では、62.5%（全国平均比：+5.5%）となっています。
- ◇ 「うきは市寺子屋」は、土曜日の午前中に年間25回を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症により、16回開催となりました。1年生から6年生まで91名の児童が参加しました。寺子屋事業を継続し、家庭学習の定着を目指します。
- ◇ 学校が保護者や地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものとし、学校の経営責任を明らかにすることが必要です。市内全小・中学校で学校関係者評価を実施していますが、評価結果や改善策を学校改善に生かすことが求められています。
- ◇ 各学校において、地域人材を活用し、専門的知識の習得や様々な体験活動の場の提供等を行い、教育活動の充実を進めてきています。今後、学校・家庭・地域の連携を強化し、効果的な教育活動を図る必要があります。
- ◇ 児童生徒の登下校中の事故発生の実態から、日常の児童生徒の安全確保の取組の必要性が増えています。また、東日本大震災と九州北部豪雨を教訓に、児童生徒が自らの判断で行動できることをねらいとした、実効性のある組織的・計画的な防災教育の重要性が高まっています。
- ◇ 福岡県教育委員会では「福岡県の教育月間を定める規程」を令和2年2月に制定し、毎年11月を「ふくおか教育月間」としています。児童生徒が変化の激しい時代の中でたくましく生き抜く力を身に付けるために学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちを育てていくことが求められています。

<施策の方向>

- 子どもたちが自分で計画を立て家庭学習を進めるために、学校で授業と家庭学習の内容をリンクさせるなど、家庭学習の量的・質的な管理を図る必要があります。
- 「うきは市寺子屋」における学習内容の工夫充実及び学習意欲の維持向上に努めるとともに、高校生等の支援を継続します。
- 学校が保護者や地域住民の意向を学校運営に適切に反映するために、各学校における学校評価システムを充実させるとともに、学校評議員制度等を活用した学校運営を推進するとともに、当分の間、学習指導要領の円滑な実施等を優先しながら、「うきは市らしいコミュニティ・スクール」の在り方について、ていねいに検討します。
- 学校支援ボランティア「うきはっ子応援隊」を新規創設し、学校の教育活動において、大学生や地域住民等がそれぞれの専門的知識や経験を生かしてボランティアとして協力するなど、家庭や地域の連携による学校を応援する取組を推進します。
- 通学合宿の必要性や重要性を自治協議会等と共有し、通学合宿を継続して開催できる体制を整える必要があります。
- 「ふくおか教育月間」の啓発活動を推進します。
- 市P連と連携した親子で取り組む家庭内での生活習慣づくりや子どもをもつ親を対象とした「スマホに係る家庭教育宣言」など、家庭教育の啓発・相談の推進により、基本的生活習慣の確立を図ります。
- 学校、家庭、地域及び関係機関の連携により、登下校の見守り等の日常的・継続的な安全対策を充実します。
- 東日本大震災や北部九州豪雨、熊本・大分地震等の教訓を踏まえ、自らの判断で行動できる児童生徒の育成を目指し、学校や地域の実態に応じた危機管理マニュアルを基に、火災、地震、風水害等に対する状況に応じた訓練をはじめとする防災教育を推進します。

【令和4年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
<p>1 家庭の教育力の向上</p> <p style="text-align: right;">《施策15》</p>	<p>うきは市青少年育成市民会議が行う「子育てと教育を進める集い」の支援及び「うきは市子育て9か条」の市民啓発活動に努めます。</p> <p>◇「うきは市子育て9か条」を基に、学校・家庭・地域の役割と責任を説明する研修会等の場の設定</p> <p>◇「うきは市子育てと教育を進める集い」の実施</p> <p>◇「青少年弁論大会」の開催</p> <p>◇社会教育委員の会議の答申及びアンケート調査結果のニーズに基づいた子ども会活動への支援</p> <p>◇家庭教育学級への支援</p> <p>◇幼・保・小・中学校教職員、保護者、地域住民が参加する学習会、研修会等の開催</p> <p>家庭学習を計画的に進めることができるように学校と家庭の連携を推進します。</p> <p>◇小学生「うきは市寺子屋」事業の継続</p> <p>◇家庭学習強化週間等の設定</p>

<p>2 地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 《施策16》</p>	<p>保護者や住民の意向を把握し、学校運営に反映させるシステムを充実させ、家庭や地域との連携・協力による学校づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇自己評価及び保護者など学校関係者等による評価システムの充実 ◇学校評議員制度を活用した学校運営の充実・発展 ◇「うきは市らしいコミュニティ・スクール」の在り方に関する検討 ◇学校の教育活動を支援するための、地域の方々や優れた知識・技能を有する社会人の積極的な活用 ◇児童生徒の地域行事やボランティア活動への積極的参加の支援 ◇登下校の歩行及び自転車の乗り方等の交通安全教室の実施の推進 ◇警察署や関係機関と連携した事件・事故への円滑な対応の推進
<p>3 諸教育の推進 《施策17》</p>	<p>各学校や地域の実態を踏まえ、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな教育を推進し、学校活性化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇火災、風水害、地震に対応した避難訓練等防災教育の推進

【主要指標】

	指 標	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
1	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「家で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合	小学校：20.9% 中学校：18.1%	小学校：50% 中学校：50%
2	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「平日2時間以上テレビゲームをする」児童生徒の割合	小学校：63.4%、 中学校：62.5%	小学校：40% 中学校：40%
3	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「地域行事に参加している」児童生徒の割合	小学校：33.6% 中学校：21.7%	小学校：50% 中学校：50%

柱Ⅱ：社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成

1 グローバルに活躍する人材の育成

【振興基本計画の内容】

<現状・課題>

- ◇ グローバル化の一層の進展が予想される中、社会的な課題や地球規模の課題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が求められています。
- ◇ 令和3年度英語教育実施状況調査によると中学校卒業時における、英語検定3級以上の力を有する生徒は54.2%となっており、文部科学省や福岡県が示す目標値50%を大きく上まわっています。

<施策の方向>

- 小・中学校を通じた外国語教育のさらなる改善・充実のために、専科教員や外国語指導助手（ALT）の増員等の学校指導体制の充実を図ります。
- ALT 活用の工夫を図ります。

【令和4年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
1 外国語（英語）教育の強化 《施策18》	外国語の学習への関心を高めるとともに、着実な技能の定着を図るための授業を展開します。 ◇中学校、小学校においてALTの配置 ◇バーチャルツアーでの外国の方との交流 ◇小学校における外国語専科教員の配置 ◇ALTを活用した中学校英会話教室の実施 ◇小学校におけるCan-Doリストの具体化

【主要指標】

	指 標	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
1	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「英語の勉強は好きですか」児童生徒の割合	小学校 22.1% 中学校 25.8%	小学校 50% 中学校 50%
2	英語検定における3級レベル以上の力を有する生徒の割合	中学校：54.2%	中学校：65%

柱Ⅲ：生涯学び、活躍できる環境の整備

1 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

【振興基本計画の内容】

<現状・課題>

- ◇ 人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する必要があります。
- ◇ 社会教育活動の充実を図るために、PTA、子ども会などの社会教育関係団体の活性化を支援するとともに、市民や市民団体、NPOなどが主体的に市政やまちづくりに関わる「協働」の仕組みが必要とされています。
- ◇ 市民の様々な学習ニーズに応える社会教育施設の充実したサービスの提供などが行われるよう、社会教育関係職員の一層の資質向上が求められています。
- ◇ 本市では、スポーツ協会・スポーツ推進委員会を中心に各種スポーツの大会や教室等を通じて、積極的に健康づくりを推進しています。
- ◇ 本市の文化芸術の発展や振興に貢献してきた文化施設は、施設の老朽化などのため、十分な役割が果たせない状況もありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を万全にしながら事業を実施する必要があります。
- ◇ 本市は、国指定史跡である珍敷塚古墳に代表される古墳群、重要文化財である平川家住宅・筑後吉井・新川田竈重要伝統的建造物群保存地区など、多くの文化財が残されています。その数は国指定・選定の文化財が8件、同登録有形文化財が2件（16棟）（建造物）、県指定文化財7件、市指定文化財23件、合計40件に上ります。加えて現在新川田竈地区の重要文化的景観の選定に向けた調査・計画を進めています。

◇ 多種多様でかつ多数ある文化財については、保存や管理の面で問題が顕在化しています。古墳群については優先順位をつけて老朽化が進む保存施設を整備し、伝統的建造物群については履歴に基づいた保存修理を行っています。

<施策の方向>

- 男女平等意識の啓発活動を進め、地域ぐるみ・市民ぐるみで男女が共に支え合い「一人ひとりがいきいきと輝き自分らしく暮らせるまち うきは」の社会づくりを目指します。
- 高度化・多様化する市民の学習ニーズに適切に応えるため「うきは市民大学」を開講し、よりよい学習環境を提供するとともに、学習の成果が地域社会において還元できるよう「うきは市人材情報センター」を運営します。
- 市民が生涯にわたって日常的にスポーツを通して「健康づくり」に取り組むために、うきはアリーナをスポーツ・健康づくりの拠点とし、誰もが気軽にスポーツを親しめる場の提供や質の高い指導者を育成し、生涯スポーツの推進に努めます。
- 社会教育活動の振興を図るため、PTA、子ども会、自治協議会等の関係機関、団体との連携・協力体制の整備を図ります。市民参加型のホール事業を推進します。
- 社会教育関係職員の資質向上に努め、図書館や歴史民俗資料館、るり色ふるさと館などの社会教育施設の機能充実と利用促進を図ります。
- 図書館や歴史民俗資料館、スポーツアイランドなどの社会教育施設の機能充実と利用促進を図るとともに、社会教育関係職員の資質向上に努めます。男女共同参画社会の形成の促進や人権、環境保全、地域防災等について各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進します。
- 多様な技術・経験を有するシニア層の取組など地域における優れた取組の普及・啓発を促進し、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備します。
- 児童生徒や市民が文化芸術に触れ親しむことができるよう、文化芸術を鑑賞・創作する機会の充実を図るとともに文化芸術活動に参加し、その成果を発表できる場の充実を図ります。
- 「うきは市公共施設等総合管理計画」をふまえ、ホールの活用方法について検討を続けます。
- 史跡や文化遺産等の保存整備と町づくりへの活用推進を進め、文化財関係施設については、展示内容の整理・充実に努めます。
- 重要伝統的建造物群保存地区及び町並み保存地区の保存整備事業の推進と、重要文化的景観の選定の推進に努めます。

【令和4年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
1 高齢者等の生涯学習の推進 《施策19》	<p>「うきは市民大学」を開講し、市民の学習ニーズに応え、また、ボランティア・まちづくりに関連する人材の育成に努め、市民の主体的な学習活動の成果が地域社会において還元されるような仕組みづくりを行います。</p> <p>◇うきは市民大学の開講による学習環境の提供</p> <p>◇うきは市人材情報センターの運営</p>
2 若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツ活動の推進 《施策20》	<p>誰もが気軽にスポーツレクリエーション活動に参加できるように、うきはアリーナをスポーツ・健康づくりの拠点とし、利用者のニーズに応じたスポーツ・健康教室の開催及び指導者を育成し、住民の健康づくり・体力づくりに努めます。</p>

	<p>◇うきはアリーナをスポーツ・健康づくりの拠点として確立</p> <p>◇各種スポーツの大会やイベント等の体力づくり事業の推進とスポーツの機会の提供</p> <p>◇スポーツの望ましい指導の在り方や安全教育を学ぶ講演会等の実施</p>
3 生涯を通じた文化芸術活動の推進 《施策21》	<p>① 伝統文化の継承・保存と市民の文化活動を推進するとともに市民への芸術文化の提供に努めます。</p> <p>◇文化事業実行委員会が中心となり企画する芸術鑑賞機会の充実</p> <p>◇文化協会所属団体等市民サークル活動への積極的な支援</p> <p>◇文化活動活性化のため、文化に関するボランティアの育成とうきは市生涯学習人材バンク登録者の充実</p> <p>◇うきは市文化会館の機能充実を目指した管理運営方法の実施（専門業者への舞台設備操作業務の委託）</p> <p>◇芸術普及活動（アウトリーチ活動）の充実</p> <p>② 市内に残る文化財の保存に努め広く市民及び観光資産、学校教育の学習の場として活用するため、第2次うきは市総合計画、第2期うきは市ルネッサンス戦略、うきは市文化財保存活用基本計画等をもとに、史跡等の全体的な整備に努めるとともに、既設の文化財関係施設の機能充実に努めます。</p> <p>◇文化財保存活用基本計画をもとに具体的な整備を検討</p> <p>◇文化財施設の機能及び運営の充実</p> <p>③ 重要伝統的建造物群保存地区及び町並み保存地区の保存整備事業の推進、重要文化的景観の選定の推進に努めます。</p> <p>◇伝建地区内の伝統的建造物の保存・整備及び歴史的町並み景観の整備</p> <p>◇新川田竈地区の重要文化的景観の選定に向けた地域住民の理解を図るための啓発活動</p>

【主要指標】

	指 標	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
1	市が主催や共催するスポーツイベント数	4事業 (令和2年度実績)	8事業
2	屋形古墳群整備基本計画を基にした整備状況	屋形古墳群(原古墳・古畑古墳)の整備工事設計	屋形古墳群の古墳覆屋等施設整備事業
	伝建地区及び町並み保存地区において歴史的景観にあった修理・修景数	吉井地区で2件 新川田竈地区で1件	吉井地区3件 新川田竈地区2件
	新川田竈地区の重要文化的景観選定に向けた取組状況	重要文化的景観の選定準備	重要文化的景観の選定

Ⅲ：生涯学び、活躍できる環境の整備

2 人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進

【振興基本計画の内容】

<現状・課題>

- ◇ 市民の様々な学習ニーズに応える社会教育施設の充実したサービスの提供などが行われるよう、社会教育関係職員の一層の資質向上が求められています。
- ◇ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日施行）等を踏まえ、障がい者が、学校卒業後も含めた一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する施策を横断的かつ総合的に推進することが求められています。

<施策の方向>

- 社会教育活動の振興を図るため、PTA、子ども会、自治協議会等の関係機関、団体との連携・協力体制の整備を図ります。市民参加型のホール事業を推進します。
- 専門業者によるホールの運営管理及び施設の有効活用を推進します。
- 社会教育関係職員の資質向上に努め、図書館や歴史民俗資料館、るり色ふるさと館などの社会教育施設の機能充実と利用促進を図ります。
- 障がい者の優れた文化芸術活動の公演・展示や障がい者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進します。
- バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図るとともに、図書館等の環境整備を促進します。

【令和4年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
1 施設の複合化等、持続可能な社会教育施設の運営 《施策22》	<p>るり色ふるさと館、図書館などの社会教育施設において、市民のニーズを踏まえた運営やサービスの充実に努めるとともに関係職員の積極的な研修会参加に努めます。また、市民の多様な学習活動に対応した支援や事業、市内の各自治組織の運営に伴う支援を推進し、施設の利用促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇図書館や歴史民俗資料館、るり色ふるさと館等、社会教育施設の市民のニーズに応じた運営及びサービスの実施 ◇図書館や歴史民俗資料館、るり色ふるさと館等社会教育施設の利用促進 ◇県や市が開催する社会教育関係職員の研修会等への積極的参加 ◇ホール運営の専門業者への外部委託と効果的な運営管理 ◇各種コンベンション・文化事業等の誘致活動
2 障がい者の文化芸術活動の振興方策の検討 《施策23》	<p>障がい者の優れた文化芸術活動の公演・展示や障がい者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進するとともに、映像芸術の普及・振興を図ることが出来る仕組み作りに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇市が開催する市民文化祭への参加を促す広報活動の強化 ◇映画鑑賞会（文化事業）においての字幕や音声ガイドの積極的利用

【主要指標】

	指 標	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
1	うきは市文化協会の団体や同好会数の維持	53グループ (令和2年度実績)	53グループ
2	うきは市民大学の開講によるうきは市生涯学習人材 バンク登録数	5グループ + 個人4名	7グループ + 個人10名
3	市立図書館の利用状況 貸出冊数	96,458冊	160,000冊

柱Ⅳ：誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築

1 多様なニーズに対応した教育機会の提供

－【振興基本計画の内容】－

<現状・課題>

- ◇ 本市の特別支援学級の在籍者数は142人（令和3年度）で、障がい重複化、多様化しています。幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校は、連携して切れ目のない一人一人のニーズに応じた一貫性ある支援の充実を図る必要性があります。
- ◇ 本市における小・中学校の不登校児童生徒数は、やや増加傾向にあり、引き続き取り組むべき課題です。

<施策の方向>

- 特別支援学級に在籍する児童生徒に関する個別の教育計画の充実を図り、幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校が連携して、より教育的ニーズに応じた支援を図ります。
- 不登校対応については、不登校未然防止の日常的な取組(福岡アクション3)等を確実に実施するとともに、不登校傾向児童生徒への組織的対応、スクールカウンセラー・相談員の効果的活用による不登校の予防・解消に努めます。また、教育相談員の設置及び活用を行います。

【令和4年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
1 特別支援教育の推進 《施策24》	校長を中心とした指導体制を確立するとともに、幼・保・小・中学校が連携し、個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育の改善・充実を図ります。 ◇特別支援学級における指導充実のための必要に応じた「特別支援学級支援員」の配置 ◇個別の教育支援計画・指導計画の作成、実施状況の把握と指導 ◇個別の指導計画作成のための研修会の実施 ◇発達障害児等巡回相談事業の積極的な活用を支援 ◇就学児健康診断時に簡易の知能検査実施 ◇就学前児童保護者への啓発リーフレットの配布 ◇うきは通級指導教室への支援と啓発
2 不登校児童生徒の教育機会の確保 《施策25》	不登校の児童生徒への組織的対応と、不登校を未然に防ぐ取組の充実 ◇中学校ごとによる適応指導室、教育センター等の関係機関との定期的会議の設定

	◇適応指導室の学習環境整備 ◇子育てネットワークの開催と市教育相談員による巡回相談
--	--

【主要指標】

	指 標	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
1	個別の教育支援計画の作成に当たって幼児児童生徒本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有等を図っている学校数	小学校 7校 中学校 2校	小学校 7校 中学校 2校
2	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	小学校12.0人 中学校31.4人 ※令和3年 1月現在	小・中学校全国平均以下 小学校 10.0人 中学校 40.9人 ※令和2年度確定値 (文部科学省)より

柱Ⅴ：教育政策推進のための基盤整備

1 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

【振興基本計画の内容】

<現状・課題>

- ◇ 「教職員の働き方改革取組指針（県教育委員会）」をもとに、教職員の負担軽減という観点も含め、県では基本研修・管理職研修の見直しが進められています。
- ◇ 教員研修については、学校教育における課題の複雑化や多様化など教員を取り巻く環境の変化に対応しながら、より一層の充実・強化を図る必要があります。
- ◇ 学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実、専門スタッフとの連携・分担体制の構築等を通して、教師が本来行うべき教育に集中できる持続可能な学校体制を整備する必要があります。
- ◇ 市内の学校の建物の半数は、昭和50年代に建てられている状況であり、老朽化が懸念されています。

<施策の方向>

- 教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるため、経験年数や職務内容に応じた研修や専門的な指導力を高める研修の充実を図ります。また、ベテラン教員の指導技術の継承を図るOJTの一層の充実や校内研修の内容や方法の見直しを図るなど、学校全体の教育力の向上に努めます。
- 「うきは市立小中学校管理規則」「うきは市立小中学校における働き方改革及び部活動に関する指針」に基づき、業務分担・適正化を着実に実行するための方策に取り組みます。
- 「うきは市公共施設等総合管理計画」、「うきは市学校施設個別施設計画」に基づき、学校施設の適切な管理等を行います。

【令和4年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
<p>1 教職員指導体制・指導環境の整備 《施策26》</p>	<p>① 校長のリーダーシップと教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実など教員の資質向上を図ります。 ◇教職経験や職務内容に応じた実践的指導力や経営力の向上のための研修の実施 ◇県教委、県教育センター主催研修会への参加促進と教育論文の応募促進</p> <p>② 学校の業務分担・適正化を図り、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制に必要な支援を行い超過勤務の縮減に努めます。 ◇教職員の勤務時間の把握 ◇「うきは市立小中学校における働き方改革及び部活動に関する指針」の適切な実施に係る支援 ◇うきは市総括健康管理委員会等と連携した学校衛生委員会の確実な実施</p> <p>③ 快適な学校生活を送れるよう、学校施設の整備と充実を図ります。 ◇校舎等の学校施設の老朽化対策、グラウンド等校舎外施設の改修 ◇学校施設（校舎、体育館等）の計画的な老朽化対策の実施</p>

【主要指標】

	指 標	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
1	市教育センター実施の研修会の評価ポイント	4段階評価3.8ポイント	4段階評価4.0ポイント
2	毎月の超過勤務時間	超過勤務時間の正確な把握と縮減	<p>時間外在校等時間（超過勤務）を年360時間以内（月45時間以内）とする。※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。</p> <p>緊急の課題として、月80時間超の時間外在校等時間の解消に取り組む。</p>

柱Ⅴ：教育政策推進のための基盤整備

2 ICT利活用のための基盤整備

【振興基本計画の内容】

<現状・課題>

- ◇ 学習指導要領において、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられ、必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力や情報の科学的理解、情報社会に参画する態度の育成が望まれています。
- ◇ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等におけるICT活用の促進が必要です。
- ◇ 校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上が期待されています。
- ◇ 各学校にパソコン室の設置及びLAN配線等は完備できています。今後、「GIGAスクール構想」に基づきICT環境を整備・充実することが求められています。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の流行や災害などの不測の事態が生じた際に、学校教育活動を継続し、全ての子どもたちの学びを保障していくことが極めて重要です。そうした不測の事態が生じた時に、児童生徒の発達段階や状況等に応じ、同時双方向やオンデマンド等も活用した授業ができる環境整備が求められています。

<施策の方向>

- 教師のICTを活用した指導力の向上を図るため指導資料を作成・配布するとともに、ICTを活用した授業改善に向けた研修を実施します。
- 校務支援ソフトを活用し学びを可視化することを通じ、教師による学習指導や生徒指導等の質の向上、学級・学校運営の改善に努めます。
- 「GIGAスクール構想」を基に、情報端末機器(タブレット)・デジタル教科書・教材の活用等ができる環境づくりを行います。
- デジタル教材等を効果的に活用した分かりやすい授業を推進します。

【令和4年度 主要施策と主な取組・事業】

主要施策	施策の概要と主な取組・事業
1 授業におけるICT活用の促進 《施策27》	児童生徒の学力向上を図るための、デジタル教科書・教材の活用等の研修を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ ICT教育の研究指定校による推進 ◇ 全教職員向けのICT活用研修の実施 ◇ 臨時休業を想定した学校と家庭とのオンライン学習の実施 (学期1回程度の位置づけ) ◇ デジタル教科書・教材の活用支援
2 校務のICTによる教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上 《施策28》	学校の校務の効率化のためのICT環境整備を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 校務支援ソフトの活用の促進と支援 ◇ 授業支援ソフトの共有フォルダの活用の促進と支援 ◇ ICT環境整備のためのICT支援員の各学校への派遣 ◇ 職務に応じてICT活用の推進のためのグループ、個人へのICT支援員の派遣

<p>3 学校のICT環境整備の促進 《施策29》</p>	<p>GIGAスクール構想によるICT環境整備をもとに小・中学校へのタブレット等の整備・更新を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ タブレットの更新 ◇ 大型テレビの導入
-----------------------------------	--

【主要指標】

	指 標	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
1	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「学習の中でコンピュータなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う児童生徒の割合」	小学校 57.4% 中学校 58.4%	小学校 80% 中学校 80%
2	学校のICT環境整備の推進 ※児童生徒用タブレット：一人1台 ※授業を担当する教師用タブレット：一人1台 ※大型テレビ：普通教室及び特別教室への配置	児童生徒用タブレット 100% 教師用タブレット 100% 大型テレビ 80%	児童生徒用タブレット 100% 教師用タブレット 100% 大型テレビ 80%
3	学校情報化優良校の認定	小学校 7校 中学校 2校	小学校 7校 中学校 2校

第5章 計画の推進にあたって

1 評価と進行管理

この計画を着実に推進していくためには、各施策・事業等の進行管理を行い、その結果を検証・評価し、その後の各施策・事業等の推進に役立てていく必要があります。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年4月1日一部改正・施行）第26条の規定により、教育委員会が毎年行う事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価、また、この計画で示した成果指標、その他所管部署における調査統計などを通して、多角的な視点から評価と進行管理を実施していきます。

これらの評価と進行管理を通じて、うきは市の教育の基本理念（目指す市民像）や基本目標を最も効率的、効果的に実現していくよう取組を進めます。

なお、今後、社会経済情勢、教育を取り巻く環境の変化等に伴い、必要に応じて、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

【参考】

- ◇ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年4月1日一部改正・施行）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

■用語解説

【あ行】

○ ICT

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。

○ うきは市子育て9か条

うきは市の将来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長するために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携・協力して教育力の向上を目指した取組を協議し、平成21年度に策定した。

○ うきは市生涯学習人材バンク

様々な技術や知識をもち、市民への指導が可能な個人や団体をリストにまとめ「何かを学びたい。誰かに教わりたい。」と思っている市民やグループへの活用につなげていくため「学びたい人と教えたい人を結ぶ“かけはし”」としての制度。

○ うきは市人権教育・啓発基本計画（第2次）

新たな人権問題への対応や、これまでの人権教育・啓発の成果と課題を踏まえるとともに、うきは市総合計画（第2次）との整合性を保ちつつ、市民・事業者・行政の連携協力のもと、「人権のまちづくり」を実現するため平成28～令和7年度を計画期間として策定されたもの。

○ 第2次うきは市総合計画後期基本計画

行政課題に対して、本市の特性や地域資源を生かしながら、地域のさまざまな主体による住民自治と協働のまちづくりをさらに推進し、本計画において目指すべき新しい将来像を描くとともに、その実現を図るための基本的な方策を明らかにした。後期基本計画では、令和3年度～令和7年度を計画期間とし、取り組む施策の内容を示している。

○ うきは市男女共同参画基本計画（第2次）

うきは市男女共同参画推進条例に掲げる6つの理念を基に、これまでの計画で取り組んできた施策を精査し、より実効性のある計画とするため基本理念を「一人ひとりがいきいきと輝き自分らしく暮らせるまちうきは」と定め、男女共同参画社会づくりを推進するため平成28～令和7年度を計画期間として策定されたもの。

○ 第2期うきは市ルネッサンス戦略

平成27年度に策定された「うきは市ルネッサンス戦略」は、うきは市の活性化に向けて、喫緊に対応が必要と考えられる施策・事業について提示し、本戦略に盛り込まれた施策・事業を実行することにより、地域経済の活性化や地域の環境整備を進め、誰もが住みよきふるさと「うきは」を形成し、さらには、持続可能な地域形成に必要とされる人口の維持を図ることを目的としている。「第2期うきは市ルネッサンス戦略」では、これまで取り組んできた人口減少対策を選択的に集中してさらなる効果を上げていくことを目的としている。計画期間を令和3年度～令和7年度としている。

【か行】

○ 学習指導要領

学習指導要領とは、全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき定めた、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成

する際の基準であり、ほぼ10年毎に改訂されている。学習指導要領は、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面実施される。

○ 学校評議員制度

校長が、学校経営や教育活動に対して必要に応じて学校の改善につながる具体的な意見をもらうため、校区内外から学校評議員を選任・意見聴取を行うことにより、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進するための制度。

○ 教育大綱

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根拠となる方針を定めたもの。

○ GIGAスクール構想

子ども一人一人に最適化された学習を進めようと、政府が令和元年度から5年度までに、学習者用パソコン端末と高速通信ネットワーク整備の2本柱で全小・中学校のICT環境を整備する計画。

○ 子育てと教育を進める集い

行政はもとより、学校・家庭・地域の教育力の向上のため、うきは市青少年育成市民会議が主催し、講演会等を行っている。

○ コミュニティ・スクール

「学校運営協議会」を設置している学校。学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組。

【さ行】

○ スクールカウンセラー（SC）

児童生徒の不登校や校内での問題行動などの対応に当たって、心理検査や心理療法で、本人の抱えている心の問題を改善・解決していく、高度な専門的知識を有した心理の専門家。

○ 全国学力・学習状況調査

全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る目的で実施された調査。学校においては、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立つものである。

対象は、小学校第6学年と中学校第3学年で、調査事項は、国語、算数・数学、理科（3年に一度実施）である。

これまで国語と算数・数学については、「主に知識に関する問題（A問題）」と「主に活用に関する問題（B問題）」の区分で実施されていたが、令和元年度から、教科毎に一本化されて実施されるようになった。その他、学習意欲や学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査を実施している。

○ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

小学校・中学校で実施している「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横跳び」「20mシャトルラン（中学校は持久走との選択）」「50m走」「立ち幅跳び」「ソフトボール投げ」の

8種目のテストにより、筋力、柔軟性、走力等の運動能力を調べるもの。自分の体力を客観的に評価するための指標の一つとして活用している。

【た行】

○ 通学合宿

子どもたちが地域のコミュニティ施設等に3泊から5泊程度宿泊し、親元を離れ、団体生活の中で日常生活の基本を自分自身で行いながら学校に通うもの。この通学合宿では、子どもたちの社会性、自主性、協調性を伸ばし、「生きる力」を育むことが期待されている。

○ タブレット（タブレット型端末）

タッチパネル機能を持つ液晶ディスプレイを主なインターフェースとして、指やペンなどで操作できるパソコンや携帯端末のこと。持ち運んでモバイル環境で使われることが多い。

○ 特別支援学校

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

○ 図書館ボランティア

お話をを行う読み聞かせボランティア、図書館の環境を整えるボランティア、返却された資料を書架に並べる配架作業を行う配架ボランティア等、図書館運営・各行事にご協力いただく様々なボランティアの総称。

○ 特別支援学級

小学校、中学校、高等学校および中等教育学校、義務教育学校（平成28年度より設置）に教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために設置される学級。

【は行】

○ 福岡県学力実態調査

小学5年及び中学1・2年を対象とし、教科は国語・算数（数学）で実施される。

○ 福岡アクション3

不登校の問題への対応のために、不登校対策の3つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続支援）に基づき、「すぐできる」「かならずできる」「みんなでできる」取組等を、学校において重点的に取り組むべきこととして整理し示したもので、平成25年4月から実施している。

○ 文化財保存活用基本計画

多種多様な文化財を抱えるうきは市の現状を分析し、保存と活用のバランスのとれた文化財保護を推進するための基本計画。